

旧優生保護法大阪高裁判決に対する声明

私たちは、平和を擁護し、社会正義、人権、集団的責任、多様性尊重および全人的存在の原理に則り、人々がつながりを実感できる社会への変革と社会的包摂の実現をめざす専門職であり、多様な人々や組織と協働することを表明する組織です。

2022年2月22日、大阪高等裁判所は、旧優生保護法の下に行われた強制不妊手術に関し、憲法違反であることを認め、除斥期間についても、「適用をそのまま認めるることは著しく正義・公平の理念に反し、適用が制限されるものと解するのが相当だ」と結論付け、初めて国に賠償を命じる判決を言い渡しました。

私たちは、2020年8月7日及び12月12日付けで、この問題に関し声明を発出し、「旧優生保護法の下での強制不妊手術は憲法違反であること」「国策による『人生被害』に対し、20年という除斥期間を適用することは社会正義・公平に著しく反すること」について、意見表明を行ってきました。

私たちは、このたびの大坂高裁判決を支持するとともに、国がこの判決を真摯に受け止め上告することなく、高齢である被害者が一刻も早く人としての尊厳と被害の回復ができるることを強く望みます。

2022年2月25日

日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）

公益社団法人日本社会福祉士会 会長 西島 善久

公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村 綾子

公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会 会長 野口 百香

特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会 会長 保良 昌徳